

大垣市新庁舎建設市民懇話会委員名簿

【敬称略、区内・五十音順】

No.	区分	名前	性別	役職名	備考
1	学識経験者	すぎとまさた 杉戸真太	男	岐阜大学理事・副学長	
2	学識経験者	たけうちはるひこ 竹内治彦	男	岐阜経済大学経営学部 教授	
3	市民団体等の 代表者	きたのしげき 北野茂樹	男	大垣市商店街振興組合 連合会 理事長	
4	市民団体等の 代表者	くにえだよしみ 國枝義見	男	大垣市連合自治会連絡 協議会 会長	
5	市民団体等の 代表者	たけなかまさこ 竹中昌子	女	大垣市連合婦人会 会長	
6	市民団体等の 代表者	つつみ としひこ 堤 俊彦	男	大垣商工会議所 副会頭	
7	市民団体等の 代表者	ながせ ちえこ 長瀬ちえ子	女	大垣夢ある女性の会 会長	
8	市民団体等の 代表者	まきのひでき 牧野英紀	男	大垣市青年のつどい協 議会 会長	
9	市民団体等の 代表者	まつもとしょうへい 松本正平	男	元気ハツラツ市実行委 員会 委員長	
10	市民公募	おおさわちえこ 大澤智恵子	女		
11	市民公募	こばやししずこ 小林志壽子	女		

大垣市新庁舎建設市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市新庁舎を建設するに当たり、必要な事項を検討するとともに、市民の意見及び提案を反映させるため、大垣市新庁舎建設市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査・研究を行う。

- (1) 新庁舎建設の基本計画に関すること。
- (2) 新庁舎の機能に関すること。
- (3) 新庁舎の規模及び形態に関すること。
- (4) その他新庁舎建設に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、調査・研究について市長へ報告を行う時までとする。

(組織等)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成24年8月10日から施行する。